

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、第19条後段に規定する職務の級に決定される職員については、同条後段の規定を準用する。

2 第12条第2項各号に掲げる者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表（別表第15、別表第16、別表第17、別表第18、別表第19、別表第20又は別表第21）の試験欄の区分又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項ただし書に規定する者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

(1) 給料表の適用を受けない本県公務員

(2) 国家公務員及び他の地方公共団体の公務員

(3) 前2号に掲げる者以外の者で法令の規定により本県にその業務が移管される機関に勤務するもの

(4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

ア 行政職給料表の職務の級7級から9級まで

イ 公安職給料表の職務の級8級及び9級

ウ 研究職給料表の職務の級5級

エ 医療職給料表(一)の職務の級3級及び4級

オ 医療職給料表(二)の職務の級6級から8級まで

カ 医療職給料表(三)の職務の級6級及び7級

キ 大学教育職給料表の職務の級4級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第16条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第17条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経過年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経過年数とすることができる。

(5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

(6) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

(7) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄若しくは職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 前条第3項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事委員会が定める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 略

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となった者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表（別表第18、別表第19、別表第20、別表第21、別表第22、別表第23又は別表第24）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の試験欄若しくは職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 略

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの

- 3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表（別表第22）に定める区分によるものとする。

第13条 削除

（経験年数を有する者の号給）

第14条 新たに職員となり、第11条第1項の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によるその者の号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第39のアに定める行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。この場合において、人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定めるところによりその者の号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定によるその者の号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第39のアに定

める行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの又は第33条の2各号に掲げる職員にあっては、別表第39のイに定める行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

（1） 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（2） 第5条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（3） 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

（4） 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(経験年数)

第14条の2 前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める資格を取得した時）以後の年数を経験年数換算表（別表第23）に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。）に対して経験年数調整表（別表第24）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い)

第15条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第16条から第18条まで 削除

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡

を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない本県公務員
- (2) 国家公務員及び他の地方公共団体の公務員
- (3) 前2号に掲げる者以外のもので法令の規定により本県にその業務が移管される機関に勤務するもの
- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (7) 人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者

（特殊の職に採用する場合等の号給）

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合

（特定の職員についての号給）

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

（昇格）

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次により、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

（昇格）

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職給料表7級以上の級その他人事委員

会の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して人事委員会が定める要件を満たしていなければならない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第12条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、前条(第1項後段を除く。)の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する(第1号に掲げる異動の場合にあっては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる)ものとする。この場合において、第19条後段に規定する職務の級に決定される職員については、同条後段の規定を準用する。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務へ

(1) 第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

(2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分若しくは職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

の異動（次号に掲げる異動を除く。）

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の号給の決定について第11条第2項の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 略

3 第22条及び第23条の規定は、前条第1号に掲げる異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については、適用しない。

第26条 削除

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項及び第2項の規定は、第24条第2号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 略

2～6 略

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の号給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 略

3 第22条及び第23条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については、適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第26条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第24条第2項の規定は、前項の規定により職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第27条 第25条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第31条 略

2～6 略

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1号に掲げる異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 西部子ども相談センター課長
	略		略
	略	略	略
6級	知事の事務部局	副課長	略 子ども女性相談センター次長 西部子ども相談センター次長
	略		略
7級	知事の事務部局	本庁の課長	略 西讃保健福祉事務所長 さぬき動物愛護センター所長 子ども女性相談センター所長 西部子ども相談センター所長 斯道学園長 略

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略 子ども女性相談センター西部 子ども相談センター課長
	略		略
	略	略	略
6級	知事の事務部局	副課長	略 子ども女性相談センター次長 子ども女性相談センター西部 子ども相談センター所長 子ども女性相談センター西部 子ども相談センター次長
	略		略
7級	知事の事務部局	本庁の課長	略 西讃保健福祉事務所長 子ども女性相談センター所長 斯道学園長 略

略	略
---	---

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	室長	<u>機動警察隊長</u> センター長 略
	略	
略		
9級	警察本部の部長	サイバー・情報管理局長 <u>人身安全統括監</u> 統括参事官 略
	略	

注 略

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長 家畜保健衛生所次長 家畜保健衛生所支所長
	略	
略		

略	略
---	---

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	室長	<u>自動車警ら隊長</u> <u>鉄道警察隊長</u> センター長 略
	略	
略		
9級	警察本部の部長	<u>地域監</u> サイバー・情報管理局長 統括参事官 略
	略	

注 略

別表第5 医療職給料表(二)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
6級	主幹	略 さぬき動物愛護センター次長 家畜保健衛生所支所長
	略	
略		

別表第8から別表第14までを次のように改める。

別表第8から別表第14まで 削除

別表第15から別表第17までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第15 行政職給料表初任給基準表（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 「<u>大学卒業程度</u>」は香川県職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を、「<u>短大卒業程度</u>」は香川県職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を、「<u>高校卒業程度</u>」は香川県職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。</p> <p>2 略</p>	<p>別表第18 行政職給料表初任給基準表（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、行政職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>別表第16 公安職給料表初任給基準表（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 「<u>大学卒業程度</u>」は香川県警察官採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験を、「<u>高校卒業程度</u>」は香川県警察官採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験を示し、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、高校卒業程度は高校卒とする。</p> <p>2 略</p>	<p>別表第19 公安職給料表初任給基準表（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、公安職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、高校卒業程度は高校卒とする。</u></p> <p>2 略</p>
<p>別表第17 研究職給料表初任給基準表（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 「<u>大学卒業程度</u>」は香川県職員採用試験（大学卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を、「<u>短大卒業程度</u>」は香川県職員採用試験（短大卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考</p>	<p>別表第20 研究職給料表初任給基準表（第11条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1 <u>試験欄の正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短大卒業程度」及び「高校卒業程度」の区分は、研究職給料表級別資格基準表の備考に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程</u></p>

を、「高校卒業程度」は香川県職員採用試験（高校卒業程度）及びこれに準ずると認める試験並びに選考を示し、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

2 略

別表第18 医療職給料表(一)初任給基準表 (第10条関係)

略

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第19 医療職給料表(二)初任給基準表 (第10条関係)

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士 管理栄養士	略	
略		

備考

1 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士及びあん摩マッサージ指圧師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

2 略

別表第20 医療職給料表(三)初任給基準表 (第10条関係)

略

備考

1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業を示す。

2 この表の適用を受ける者の経験年数は、それぞれその免許を取得し

度は大学卒、短大卒業程度は短大卒、高校卒業程度は高校卒とする。

2 略

別表第21 医療職給料表(一)初任給基準表 (第11条関係)

略

備考 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(一)級別資格基準表の備考に定めるところによる。

別表第22 医療職給料表(二)初任給基準表 (第11条関係)

職種	学歴免許等	初任給
略		
栄養士	略	
略		

備考

1 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定めるところによる。

2 略

別表第23 医療職給料表(三)初任給基準表 (第11条関係)

略

備考

1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表(三)級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。

2 この表の適用を受ける職員に第14条第1項の規定を適用する場合に

た時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 略

別表第21 大学教育職給料表初任給基準表（第10条関係）

略

おける当該職員の経験年数については、医療職給料表(三)級別資格基準表の備考第2項に定めるところによる。

3 略

別表第24 大学教育職給料表初任給基準表（第11条関係）

略

別表第21の次に次の3表を加える。

別表第22 学歴免許等資格区分表（第12条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	ア 学校教育法による大学院修士課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	ア 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程（同法第99条第2項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第3条第1項の規定により変更されたものである場合にあっては、その変更がないものとした場合における標準修業年限）が2年以上のものに限る。）の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学6卒	ア 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(5) 大学専攻科卒	ア 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(6) 大学4卒	ア 学校教育法による4年制の大学の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	(1) 短大3卒	ア 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 イ 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 ウ 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 エ アからウまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 短大2卒	ア 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 イ 学校教育法による高等専門学校の卒業

		ウ 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 エ アからウまでに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 短大1卒	ア 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	(1) 高校専攻科卒	ア 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(2) 高校3卒	ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	ア 保健師助産師看護師法第22条第1号の学校又は同条第2号の准看護師養成所の卒業 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	ア 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 イ アに相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

別表第23 経験年数換算表（第14条の2関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	10割
	その他の期間	10割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		10割以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	10割以下
	その他の期間	2割5分以下（部内の他の職員との権衡を著しく失する場合は、5割以下）

別表第24 経験年数調整表（第14条の2関係）

学歴区分 (甲)	学歴免許等の区分														
	基準学歴区分			学歴区分（乙）											
	大学卒	短大卒	高校卒	博士課程修了 (大学6卒後のものに限る。)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	高校専攻科卒	高校3卒	
博士課程	+5年	+7年	+9年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+7年	+8年	+9年	

修了														
修士課程 修了	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年
専門職学 位課程修 了	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年
大学6卒	+2年	+4年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+4年	+5年	+6年
大学専攻 科卒	+1年	+3年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年	+5年
大学4卒		+2年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-2年	-1年		+1年	+2年	+3年	+4年
短大3卒	-1年	+1年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年	+3年
短大2卒	-2年		+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年	+2年
短大1卒	-3年	-1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年
高校専攻 科卒	-3年	-1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年		+1年
高校3卒	-4年	-2年		-10年	-9年	-6年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年	
高校2卒	-5年	-3年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3年	-2年	-1年
中学卒	-7年	-5年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	-5年	-4年	-3年

備考

- 1 学歴区分（甲）欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分（甲）欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分（乙）欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。
- 4 この表の適用について人事委員会が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、人事委員会が別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）第16条の規定による採用試験若しくはこれに準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった者その他当該職員との権衡上必要と認められる職員の同日における号給については、同日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うこ

とができる。

(雑則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事委員会が定める。

(会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

4 会計年度任用職員の給料に関する規則(令和元年香川県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。)別表第23の経験年数換算表(別表第1の5の項又は6の項が適用される者にあつては、別表第2)に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。</p> <p>2 新たに第2号会計年度任用職員となった者のうち次の各号に掲げる者であつて当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>(1) 別表第1の1の項が適用される者 初任給規則別表第18の医療職給料表(一)初任給基準表の備考に定める経験年数</p> <p>(2) 別表第1の2の項又は3の項が適用される者 初任給規則別表第19の医療職給料表(二)初任給基準表の備考に定める経験年数(同備考に経験年数の算定についての定めが無い職種については、当該職種に係る免許を取得した時以後の経験年数)</p> <p>(3) 別表第1の4の項が適用される者 初任給規則別表第20の医療職給料表(三)初任給基準表の備考に定める経験年数</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 別表第1の5の項又は6の項が適用される者(前号に掲げる者を除く。)その有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として任命権者が認める場合)にあつては、<u>任命権者が認める資格</u>を取得した時)以後の経験</p>	<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 新たに第2号会計年度任用職員となった者の経歴のうち、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数以外の年数については、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年香川県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。)別表第16の経験年数換算表(別表第1の5の項又は6の項が適用される者にあつては、別表第2)に定めるところにより、類似職務に会計年度任用職員として在職した年数として換算することができる。</p> <p>2 新たに第2号会計年度任用職員となった者のうち次の各号に掲げる者であつて当該各号に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12月<u>(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)</u>で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>(1) 別表第1の1の項が適用される者 初任給規則別表第11の医療職給料表(一)級別資格基準表の備考に定める経験年数</p> <p>(2) 別表第1の2の項又は3の項が適用される者 初任給規則別表第12の医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に定める経験年数(同備考に経験年数の算定についての定めが無い職種については、当該職種に係る免許を取得した時以後の経験年数)</p> <p>(3) 別表第1の4の項が適用される者 初任給規則別表第13の医療職給料表(三)級別資格基準表の備考に定める経験年数</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 別表第1の5の項又は6の項が適用される者(前号に掲げる者を除く。)その有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合にあつては、<u>その資格</u>を取得した時)以後の経験年数</p>

<p>年数</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>備考 学歴免許等の欄の区分の適用については、初任給規則別表第22の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。</p>	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p> <p>備考 学歴免許等の欄の区分の適用については、初任給規則別表第15の学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。</p>
--	--

（給与条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料に関する規則の一部改正）

- 5 給与条例附則第6項、第8項、第10項又は第11項の規定による給料に関する規則（令和4年人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 初任給基準異動 <u>初任給規則第24条第1号に掲げる異動をいう。</u></p> <p>（7） 給料表異動 <u>初任給規則第24条第2号に掲げる異動をいう。</u></p> <p>（8）・（9） 略</p> <p>（10） その者の号給等 <u>当該職員に適用される給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）並びにその職務の級及び号給をいう。</u></p> <p>第6条 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 初任給基準異動 <u>給与条例第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第18から別表第24までに掲げる初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</u></p> <p>（7） 給料表異動 <u>給料表の適用を異にする異動をいう。</u></p> <p>（8）・（9） 略</p> <p>（10） その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。</p> <p>第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、</p>

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等に適用されている給料表及び初任給規則別表第15から別表第21までに掲げる初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にこれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2)～(5) 略

2～4 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第11項の規定による給料の支給)
第10条 初任給規則第10条第3項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第4項の規定

50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にこれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2)～(5) 略

2～4 略

(人事交流等職員に対する給与条例附則第11項の規定による給料の支給)
第10条 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第4項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第4項の規定が適用され

が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第11項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 略

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第10条第3項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略

た場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第11項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第11項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略